

魚沼市生涯学習センター（仮称）建設設計等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

魚沼市生涯学習センター（仮称）建設設計等業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、豊かな創造力、高い技術力、豊富な経験等を有する設計者を特定するために必要な事項を定めるものである。

(2) 業務内容

魚沼市生涯学習センター（仮称）建設に係る基本設計及び実施設計等
（詳細は、「魚沼市生涯学習センター（仮称）建設設計等業務委託 特記仕様書」による。）

(3) 履行期間

契約締結の日から令和5年6月30日まで

(4) 業務委託料

契約限度額 140,000 千円（税込）

2 事務局

(1) 主 催 魚沼市

(2) 事務局 新潟県魚沼市役所 総務政策部 管財課 管財係

住所（提出場所・郵送先）

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地

TEL:025-792-9211 FAX:025-792-9500

電子メールアドレス:kanzai@city.uonuma.lg.jp

3 参加資格

(1) 単独企業として参加する場合

次に定める全ての要件を満たしていること。

- ① 令和4・5・6年度魚沼市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請を行い、令和4年4月1日から入札参加資格者名簿に登載される見込みであること。（入札参加資格審査申請については別紙 魚沼市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参照のこと。）
- ② 営業所の本店が魚沼市内に所在すること。
- ③ 延床面積 1,500 m²以上の新築による公共施設の基本設計及び実施設計業務の実績を有する者であること。
- ④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1号の規定による、一級建築士事務所の登録を有すること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第255号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
 - ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
 - ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び指定暴力団等及びその構成員でない者であること。
 - ⑨ 魚沼市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成16年魚沼市訓令第47号）の規定による指名停止の期間中でない者であること。
 - ⑩ 魚沼市特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準（平成24年魚沼市告示第28号）第3条各号の規定に該当しない者であること。
 - ⑪ 設計共同体の代表者や構成員として、本プロポーザルに重複して参加していないこと。
- (2) 設計共同企業体として参加する場合
- 上記(1)①～⑪に定める要件を全て満たしているほか、次に定める要件を全て満たすこと。ただし、上記(1)②及び③については、共同企業体を構成する1者以上が要件を満たしていれば可とする。
- ① 結成方式は、自主結成方式であること。
 - ② 協定書（様式は、国土交通省ホームページに記載されている共同企業体標準協定書に準じて任意に作成したものとする。）を参加表明書に添付すること。
 - ③ 代表構成員は、設計共同企業体において中心的役割を担う履行能力を有していること。
 - ④ 代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。

4 参加条件

- ① 管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者は、参加表明書の提出者の組織に属していること。
- ② 管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者に一級建築士を配置できる者であること。
- ③ 管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者は、各主任担当技術者を兼務しないこと。
- ④ 建築（意匠）の分担業務分野を再委託してはならない。
- ⑤ 管理技術者及び建築（意匠）主任担当技術者を除く専門分野について、協力事務所を加えることができる。ただし、協力事務所を加える場合は、次の事項を要件とする。
 - ア 協力事務所が「2 参加資格(1)④から⑪まで」の要件を満たしていること。
 - イ 協力事務所が参加表明者でないこと。
- ⑥ 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書（平成10年10月1日建設省厚契発台37号）」第16条の定義による。また、「主任担当技術者」とは、「管理技術者」の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。
- ⑦ 各分担業務分野の業務内容は、次表に定めるとおりとする。なお、提出者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えないが、その場合、当該分野の業務内容及び分野を追加する理由等を明確にしておくこと。

ただし、この場合において当該分野の技術者の評価は行わない。なお、国土交通省告示第98号別添一による分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

分担業務分野	業務内容
建築意匠	平成31年1月21日付国土交通省告示第98号別添一第1項一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」及び「設備」のうち「昇降機等」に係るもの
構造	同上における「構造」
電気設備	同上における「設備」のうち「電気設備」に係るもの
機械設備	同上における「設備」のうち「給排水衛生設備」「空調換気設備」に係るもの

5 スケジュール

内容		日程
公告		令和4年1月7日（金）
一次審査	実施要領等の配布	令和4年1月7日（金）
	参加表明書に関する質問書の受付	令和4年1月7日（金）～21日（金）
	質問書に対する回答の公表	令和4年1月31日（月）
	参加表明書の提出期限	令和4年2月3日（木）
	選定・非選定通知書の発送	令和4年2月4日（金）
二次審査	技術提案書に関する質問書の受付	選定結果通知日から 令和4年2月16日（水）
	質問書に対する回答の公表	令和4年2月24日（木）
	技術提案書の提出期限	令和4年3月3日（木）
	プレゼンテーション、ヒアリング	令和4年3月13日（日）
	審査結果発送	令和4年3月14日（月）
	審査結果の公表	令和4年3月末（予定）

注：審査日程は変更する場合があります。

6 審査方法及び結果の通知

(1) 審査方法

一次審査及び二次審査の二段階方式により、受注候補者を選定する。

ア 一次審査（参加資格等審査）

事務局において参加資格等の確認及び参加表明書の提出資料について、魚沼市生涯学習センター（仮称）建設設計等業務公募型プロポーザル評価要領（以下、「評価要領」という。）に基づき採点し、選定委員会の確認を経て、上位5者程度を選定する。

イ 二次審査（技術提案内容等審査）

選定委員会が技術提案書提出者を対象に、二次審査資料のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、評価要領に基づき採点し、最優秀者（第1受注候補者）及び優秀者（第2

受注候補者)を選定する。

ウ 審査結果の通知(予定)

一次審査の結果 令和4年2月4日(金) 発送

二次審査の結果 令和4年3月14日(月) 発送

エ 審査結果に対する異議申立て

審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けないものとする。

(2) 評価項目

ア 一次審査

① 業務実績等

② 業務遂行能力

イ 二次審査

① 業務実施方針

② 技術提案内容

7 選定委員会

選定委員は、設置要綱第3条に基づき委嘱された委員とし、選定委員会の構成は、審査結果の公表まで非公開とする。

8 実施要領等の配布

(1) 配布方法

魚沼市ホームページからのダウンロードによる。

(<https://www.city.uonuma.niigata.jp>)

なお、参加表明書及び技術提案書の提出書類に係る各様式のWord等のデータ配布を希望する者は、前記2 事務局までメールにて連絡をすること。

(2) 配布期間

令和4年1月7日(金)から令和4年2月3日(木)まで

9 参加表明書の提出(一次審査)

(1) 提出書類

参加表明書の提出書類は、指定の様式に基づき作成すること。なお、提出にあたっては左上1箇所をクリップ留めのうえ、提出すること。

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 参加表明書受領書(様式第1-1号)

ウ 設計事務所の概要(様式第2号)

エ 設計事務所の業務実績書(様式第3号)

オ 設計事務所の受賞実績(様式第4号)

カ 管理技術者の経歴等(様式第5号)

キ 各主任技術者の経歴等(様式第6号~第9号)

- ク 分担業務分野の追加（様式第10号）
 - ケ 受注した場合のチーム編成（様式第11号）
 - コ 協力事務所の概要（様式第12号）
 - サ 設計共同企業体に係る協定書の写し
- (2) 参加表明書の提出方法等
- ア 提出部数
紙ベースにより3部提出すること。
 - イ 提出方法
提出書類は事務局まで持参又は郵送とする。持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
 - ウ 提出書類の受領確認
持参の場合は、受領時に参加表明書受領書（様式第1-1号）に受付印を押印する。
郵送の場合は、ファクシミリ又は電子メールにて受付印を押印した参加表明書受領書（様式第1-1号）を送付するので、到着後電話にて事務局にその旨を報告すること。
 - エ 提出期限
令和4年2月3日（木）午後5時まで
 - オ 提出場所
前記2 事務局
- (3) 参加表明書に関する質問の受付及び回答
- ア 質問の方法
質問は、参加表明書等に関する質問書（様式第13号）により電子メールにて事務局へ送付すること。なお、第二次審査で使用する提案書の内容についての質問は、この期間では受け付けない。
 - イ 質問の受付期限
令和4年1月21日（金）まで
 - ウ 質問に対する回答
質問に対する回答は、1月31日（月）以降、魚沼市ホームページ上で回答する。また、質問回答書は本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱う。

10 技術提案書の提出（第二次審査）

(1) 提出書類

技術提案書の提出書類は、指定の様式に基づき作成すること。なお、提出にあたっては様式第15号及び第16号は片袖折りとし、左上1箇所をクリップ留めのうえ、提出すること。

- ア 技術提案提出書（様式第14号）
- イ 技術提案提出書受領書（様式第14-1号）
- ウ 業務の実施方針（様式第15号）
- エ 技術提案書（様式第16号）

- オ 参考見積書（様式第18号）
 - カ プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧（様式第19号）
- (2) 提案書の提出方法等
- ア 提出部数
紙ベースにより10部及び上記アからカまでを格納したCD-R等の電子媒体を1部提出すること。なお、提出する電子媒体については、データ格納後にウイルスチェックを行うこと。
 - イ 提出方法
提出書類は事務局まで持参又は郵送とする。持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
 - ウ 提出書類の受領確認
持参の場合は、受領時に技術提案提出書受領書（様式第14-1号）に受付印を押印する。郵送の場合は、ファクシミリ又は電子メールにて受付印を押印した技術提案提出書受領書（様式第14-1号）を送付するので、到着後電話にて事務局にその旨を報告すること。
 - エ 提出期限
令和4年3月3日（木）午後5時まで
 - オ 提出場所
前記2 事務局
- (3) 提案書に関する質問の受付及び回答
- ア 質問の方法
質問は、技術提案書等に関する質問書（様式第17号）により電子メールにて事務局へ送付すること。
 - イ 質問の受付期限
令和4年2月16日（水）まで
 - ウ 質問に対する回答
質問に対する回答は、2月24日（木）以降、魚沼市ホームページ上で回答する。また、質問回答書は本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱う。
- (4) 提出書類の記入上の留意事項
- ア 業務の実施方針
業務の実施方針、取組体制、市民意見の反映方法、特に重視する点、アピールポイント等について簡潔に記述する。
 - イ 特定テーマの技術提案
技術提案のテーマは以下のとおりとし、提案にあたっては、魚沼市の地域特性や周辺環境との調和を十分に理解したうえで、①から⑤のテーマについて積極的な提案を行うこと。
 - ① 特定テーマ1

魚沼市立図書館構想を踏まえた図書館と公民館機能を備える複合施設としてのコンセプトや冬期間の自動車利用を考慮した駐車場の使い方を含めた敷地全体の利活用方針について

② 特定テーマ2

図書館利用者の利便性と生涯学習活動における多様なニーズを考慮した機能配置とウォーターハザードなどを考慮した一時避難所機能との併用等、複合化施設に対する考え方及び多世代が訪れたいくなる居心地の良い空間デザインについて

③ 特定テーマ3

都市構造再編集中支援事業の核となる魚沼市生涯学習センター（仮称）と現小出郷図書館の両施設の整備による相乗効果及び都市機能の再生や集積化による周辺商店街と連携したにぎわい創出に向けた方策について

④ 特定テーマ4

施設維持管理の省力化、イニシャルコスト及びライフサイクルコストなどのコスト低減の考え方について

⑤ 特定テーマ5

地下水を利用しない消雪施設など、新エネルギー及び再生可能エネルギー活用の実現性について

ウ 業務実施方針及び技術提案資料作成上の注意事項

- ① 様式第15号及び第16号はA3版片面1枚、各特定テーマに対する提案を6枚以内にまとめる。
- ② 提案は、文章での表現を原則として、基本的な考え方を簡潔に記述すること。なお、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。
- ③ 文章を補完するために必要な視覚的表現については、最小限の範囲とし、具体的な建物の設計又はこれに類するものに基づいた表現としてはならない。
- ④ 具体的な設計図、模型（模型写真含む）、透視図等（コンピュータグラフィックによるものを含む。）を使用してはならない。
- ⑤ 表、イメージスケッチ、略図等をカラーで表現することは構わない。
- ⑥ 提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や実績の名称等）を記入しないこと。
- ⑦ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

11 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 実施場所、日時、留意事項等は別途通知する。
- (2) プレゼンテーションは、提出した技術提案書のみを使用すること。（プロジェクター等を使用し、拡大映像での説明も可とする。）
- (3) 拡大映像で説明する際のパソコンは、各社で用意すること。プロジェクターについては、事務局で用意した機器を使用する。なお、機種の使用等については別途通知にて確認する

こと。

- (4) ヒアリングに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として最優秀者及び次点者には特定しない。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局へ連絡すること。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングへの参加は管理技術者、建築意匠主任技術者を含めた5名以内とすること。

12 参加報酬

技術提案書の提出者として選定された者（技術提案書の特定者及び失格者を除く。）には、参加報酬（1者あたり10万円）を支払うものとする。

13 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、最優秀者等と市が契約した後、次の各号に該当することが判明した場合には、市は契約の相手方に対し、損害賠償請求を行う場合がある。

- (1) 提出資料等が本要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出資料等が本要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 令和4・5・6年度魚沼市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請において令和4年4月1日から入札参加資格者名簿に登載される見込みがない場合
- (4) 虚偽の内容が記入されている場合
- (5) 選定委員会委員及び事務局関係者に、不正な働きかけをした場合
- (6) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) その他、本要領に違反すると認められた場合

14 設計業務契約

(1) 見積書徴取の相手方

最優秀者を本業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とし、契約の交渉を行うものとする。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となったときは、次点者を業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とする。

(2) 支払条件

前金払い あり
部分払い なし

15 その他

- (1) 技術提案書の提出者に選定された者が、提案書の提出を辞退する場合は、書面（書式は自由。ただし、A4判とする。）により、令和4年2月28日（月）までに事務局へ持参又は郵送すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- (2) 提出資料の変更は認めない。また、本業務の実施にあたっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者及び主任担当技術者を原則として変更することはできない。ただし、や

むを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を魚沼市から得るものとする。なお、誤字等の修正についてはこの限りではない。

- (3) 電子メール等の通信事故については、魚沼市はいかなる責任も負わない。
- (4) 参加表明書や技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出書類の取扱い
 - ア 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
 - イ 提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。
 - ウ 選定された提案書等の提案内容が実際の設計にそのまま採用されるものではない。
- (6) 工事受注資格の喪失
 - ア 本業務を受注した者（その者が本業務の遂行にあたって協力を得ようとする者を含む。）は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
 - イ 本業務を受注した者（その者が本業務の遂行にあたって協力を得ようとする者を含む。）と建設業者との間に次に掲げる事実が認められた場合は、当該建設業者は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。
 - ① 一方が他方に出資していること。
 - ② 一方の代表取締役が他方の取締役を兼ねていること。
- (7) この説明書に定めのない事項は別途、判断する。